2022年5月10日

厚生労働大臣

後藤　茂之　殿

国家公務員一般労働組合（国公一般）

執行委員長　中本　邦彦

国公一般国立ハンセン病資料館分会

分　会　長　稲葉　上道

笹川保健財団に対し、都労委命令を誠実に履行する旨の指導等を求める要請

　国立ハンセン病資料館（以下、「資料館」という）に長期に渡り勤務してきた学芸員らが、職場環境の改善を求めて労働組合を結成し資料館の管理運営を受託者する日本財団に対し様々な要求をして活発に活動していたところ、2020年4月1日付での受託者の変更を契機に、笹川保健財団が労働組合の中心的な役割を担っていた組合員2人（稲葉さんと大久保さん）を「不採用」として職場から排除した事案につき、東京都労働委員会は5月9日、申立人（国公一般）の要求を全面的に認め、被申立人（笹川保健財団）に対して上記組合員2人を職場に戻すことを命ずる救済命令（以下、「本件命令」という）を出しました。

　厚生労働省管轄の人権啓発の場である資料館において、管理運営団体による組合員排除の違法行為がなされたこと、そしてそれを東京都労働委員会が断罪したことは極めて重大であり、日本財団および笹川保健財団はこの命令を真摯に受け止めるべきです。また、人権尊重を謳う国立ハンセン病資料館でこうした問題が放置されれば、めざすべきハンセン病問題の解決にも支障をきたします。笹川保健財団は速やかに東京都労働委員会の命令に従い、2人の組合員を職場に戻したうえで、職場環境の改善を求める労働組合の要求に誠実に対応すべきです。

　つきましては、私たち国公一般は下記のとおり、厚生労働省に対し、同省からの委託を受けて資料館の管理運営を行っている笹川保健財団が本件命令についての不服申立て（中央労働委員会への再審査請求や裁判所への提訴など）を行うことなく、直ちに2人の組合員を職場に復帰させる措置を行うよう同財団に指導することを強く求めます。

記

１．笹川保健財団に対し、本件命令を直ちに履行するよう積極的な指導を行うこと。

２．笹川保健財団に対し、本件命令を真摯に受け止め、上記組合員2人に対する謝罪など誠実な対応をすることに加え、今後このような不当労働行為を行わないよう指導すること。

３．人権啓発の場である国立ハンセン病資料館の管理運営を委ねることが相応しい団体の資質について、あらためて丁寧な検討を行うこと。

以上